

社会福祉法人野田芽吹会理事及び監事並びに評議員  
に対する報酬等の支給の基準を定める規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人野田芽吹会定款第10条第3号の規定により、理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 無報酬とする。

(公表)

第3条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準とする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。